

届出人の本人確認書類について

届出に際しては、次に掲げる届出人様の身分証明書の写しを添付してください。

※被保険者証番号等は黒塗りする等の対応を御願い致します

☆ 1種類で足りるもの(官公署が発行した顔写真つきのもの)

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真つき)、マイナンバーカード(顔写真つき)、身体障害者手帳など

☆ 2種類の組合せで必要なもの(次のAとBを1つずつ、またはAから2つ)

A 健康保険証、年金手帳、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、学生証(顔写真つき)など

B 住民基本台帳カード(写真なし)、会社等の身分証、診察券、預金通帳、郵便物など

※ 成年後見人が選任されている場合

☆ 初回手続時

介護保険課への初回手続時には、登記事項証明書の写し及び身分証明書の写しを添付してください。

☆ 2回目以降の手続時

初回手続時より登記事項証明書の内容に変更がない場合、身分証明書の写しのみで手続が可能です。

内容に変更がある場合は、最新の登記事項証明書の写し及び身分証明書の写しの添付が必要です。

※ 保佐人・補助人が選任されている場合

☆ 初回手続時

介護保険課への初回手続時には、登記事項証明書及び別紙目録の写し、身分証明書の写しを添付してください。

☆ 2回目以降の手続時

初回手続時より登記事項証明書の内容に変更がない場合、身分証明書の写しのみで手続が可能です。

内容に変更がある場合は、最新の登記事項証明書及び別紙目録の写し、身分証明書の写しの添付が必要です。